

2019 年度（令和元年度）活動方針案

（2019 年（令和元年）11 月 1 日から 2020 年（令和 2 年）10 月 31 日まで）

認定特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金

1 基本方針：理念にもとづき、野生生物保全活動 3 つの柱（生息地における保全活動、教育・普及、政策提言）を実行する。

- ・人と野生の生きものとの共存を目指す社会を実現するために、野生生物保全活動 3 つの柱を、イリオモテヤマネコ、ゾウ、トラそれぞれについて実践します。
 - ① 野生生物が人為的な脅威によって危機にさらされている「生息地における保全活動」
 - ② 野生生物の生息地の外であっても、一人一人が人と野生の生きものとの共存に向かって行動するための「野生生物保全に関する教育・普及」
 - ③ 人と野生の生きものとの共存を公共政策の要とするための「野生生物保全に関する政策提言」

2 事業の展開

3.1 国内象牙市場閉鎖

- ・2019 年 8 月にジュネーブ（スイス）で開催されたワシントン条約第 18 回締約国会議では、第 17 回会議で採択された国内象牙市場閉鎖決議が維持されるとともに、未だ市場を閉鎖していない国に対して、その市場がゾウの密猟と象牙の違法取引の一因とならないことを確実にするための措置をとっていることについて報告を義務づける決定が新たに採択されました。このことにより、日本は、これまで一方的に主張していた市場閉鎖をしないことの正当性について、条約での説明責任を課される状況になりました。来年 2020 年後半に予定される常設委員会では、日本を含む未閉鎖国の報告が吟味されることとなりますが、日本以外の国は、既に市場閉鎖の方針を決め、閉鎖を準備中と報告することになると予想されます。
- ・そこで、JTEF は、国際 NGO と協力し合い、多数の訪日客が入国、オープンな日本市場で購入した象牙を、確信的に、またはそれと知らずに違法に母国へ持ち帰るリスクが各大大する、2020 年 7 月開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに、日本政府が国内象牙市場の閉鎖を公表せざるを得ない状況を作ることを目指します。そのために、常設委員会に先立って、最新の日本市場の動向・問題点を調査し、その結果を公表し、日本の国内象牙市場閉鎖のために、「アフリカゾウ連合」諸国（ワシントン条約に加盟する 32 のアフリカ諸国で構成され、アフリカゾウ保全のために世界中の国内象牙市場の閉鎖を目指している）、欧米諸国等に、働きかけを行っていきます。

3.2 イリオモテヤマネコの保全活動

- ・日本政府は、2017 年 2 月に行った西表島等の世界自然遺産リスト記載推薦を 2018 年 6 月に取り下げたものの、2019 年 2 月には再度推薦を行ったため、早ければ 2020 年夏に遺産リスト記載となる可能性があります。この世界自然遺産候補地としての西表島を十分保護・管理

するためとして、イリオモテヤマネコおよび西表島の生態系を保全するための政策・制度強化が具体的に議論され始めています。従前から必要と考えられてきたヤマネコ等を保全する有効な制度的ツールの整備という観点からも、観光客の一層の増加によるオーバーツーリズムの悪影響拡大を阻止するという観点からも、進歩的な政策と、十分な実効性がありかつ遵守確保が期待できる法制度が整備されなければなりません。JTEF は、ヤマネコの観察・撮影方法の規制その他の交通事故対策を定めるルール、効果的な観光利用の総量規制のためのルール、西表島に迎え入れられる来訪者数の設定とその範囲の入島を実行するための仕組みづくりについて、行政機関に働きかけます。

- ・集落周辺でのヤマネコの交通事故が増えていますが、土地改良事業により寸断されたコリドーが回復しヤマネコが道路を渡って海側へアクセスしやすくなっている可能性があります。そこで、従来の夜間パトロール・路肩の草刈に加え、これらのコリドーを確保しつつ事故を防止するために、地元の小学生や学校教員との協働型の教育普及を行います。
- ・「ヤマネコのいるくらし」授業を学校教員自身の手で行えるようにするための教員研修会、各教員に対する支援を強化していきます。また、出張授業を複数校で行います。
- ・西表島の社会は、世界自然遺産への推薦を機に、大きく変貌しつつあります。ますます多数の観光客が内外から訪れる観光産業発展の場となりつつあります。それゆえにまた、従来の島の社会は、自然とイリオモテヤマネコおよび島の生活環境に対するオーバーツーリズムの悪影響を防止し、より保全を強化するためのルールが支配する社会に変化していかざるを得ません。西表島での活動も、JTEF の直轄事業から地元スタッフが運営する支部活動へと発展してきましたが、さらに、やまねこパトロール地元の団体に生まれ変わり、変化する西表島の社会の中で、イリオモテヤマネコ保全の中心的な担い手として、大きな責任を果たしていく必要があります。

3.3 海外の生息地における野生生物保全活動

- ・インドのトラについては、引き続き、ティペシュワール野生生物保護区を支援します。ここは 148.632 km²と小さな保護区ですが、内外でトラが確認されており、母親のなわばりから独立した若いトラや、決まったなわばりをもたないトラにとっての重要な生息地となっています。昨年度は、レンジャーのパトロール用装備の提供等保護区管理の支援のほか、地域住民をエコツアーガイドとして訓練しました。今年度も、引き続き、トラと地域社会が共存できるようにするためのプログラムを行います。
- ・インドのゾウについては、南インドのケララ州で新たな活動を開始します。世界最大アジアゾウ個体群を含め、2 つの個体群が移動に必要とするゾウのコリドーを確保するための諸活動を行います。

4 広報について

- ・昨年度は、個人寄付、寄付プラットフォーム活用、助成金獲得のいずれの面でも、特に助成金獲得の点で大きな成果がありました。これらのすべてをさらに充実させ、活動資金を確保していきます。
- ・昨年度ウェブサイトを完全リニューアルし、情報発信が大幅に向上、サイトからの寄付も容易になりました。今年度はこのサイトをさらにフル活用して、さらに大きな成果を目指します。
- ・なお、会報については、年次報告書（法人、3 基金別の 4 種）、年 1 回の 3 基金別通信、年

1回の統合版通信("Achievement")の発行を従来通り継続します。統合版通信については、昨年度、デザインを大幅に変更し、よりビジュアルに活動成果を伝えられるように工夫しました。今年度は、年次報告書についてもデザインの見直しを行います。

5 事務局体制について

【本部】

理事長（主な担当業務：生息地支援、教育・普及、広報、財務）

事務局長（主な担当業務：生息地支援、政策提言、広報、財務）

総務担当（総務、経理、会員管理、理事長／事務局長担当の事業事務を補佐）

事業・広報担当（教育・普及を中心とした事業、広報、理事長／事務局長担当の事業事務を補佐）

【支部】

支部事務局長（主な担当業務：イリオモテヤマネコ関係事業全般、広報、財務）

以上